

## 青森市観光交流サポーター設置運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市の観光交流及び国際交流を推進するために活動を行う青森市観光交流サポーター（以下「観光交流サポーター」という。）の設置運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、観光交流サポーターとは、自らの意思に基づき、本市の観光交流及び国際交流の推進に係る次項の各号に掲げる活動を行う者をいう。

2 活動の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 通訳サポーター 本市を訪れる外国人を対象に、おもてなし・イベント等の通訳又は翻訳を行う活動。

(2) 交流サポーター

ア おもてなし・国際交流分野 本市を訪れる観光客を対象に、おもてなし・国際交流の推進に資するための事業への参加・協力する活動。

イ 観光イベント分野 市内で開催される観光イベントへの参加・協力及び市の観光振興に資するための事業への参加・協力する活動。

ウ 文化紹介分野 本市を訪れる外国人を対象に、茶道・華道・書道等の日本の伝統文化を紹介する活動。

エ ホームステイ等分野 本市を訪れる外国人を対象に、一般市民家庭への宿泊・訪問を通じて日本の家庭生活を体験・理解する機会を提供する活動。

### (登録要件)

第3条 観光交流サポーターの登録資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人又は団体とする。

(1) 観光交流サポーターとして活動する意欲のある者。

(2) 18歳以上であること。ただし、18歳未満であっても、保護者の同意があれば登録できるものとする。

(3) 観光交流サポーターを対象として実施する研修会等に参加できること。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる観光交流サポーター活動については、当該各号に定める要件を備えた者とする。

(1) 通訳サポーター 外国語について日常会話程度の語学力を有していること。

(2) 第2条第2項(2)ウに掲げる活動を行う交流サポーター 日本の伝統文化に造詣が深く、紹介や指導ができること。

### (登録の申込み)

第4条 観光交流サポーターの登録を希望する者は、青森市観光交流サポーター登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(名簿登録)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知するとともに、青森市観光交流サポーター名簿（様式第2号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、青森市観光交流サポーター登録証（様式第3号）を交付する。

3 登録者は、その登録内容に異動が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録期間)

第6条 登録者の登録期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、毎年3月31日までに、登録者に対し、継続の意思を確認し、登録者から継続の意思があった場合は、登録期間を翌年度の4月1日から更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から辞退の申入れがあったとき。
- (2) 観光交流サポーターとしてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) 第3条に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。
- (5) その他取り消すことが適当であると市長が認めたとき。

(観光交流サポーターの活用)

第8条 市長は、市内において各種の観光交流事業及び国際交流事業（いずれも営利を目的としないものに限る。）を行おうとする者（以下「観光交流団体等」という。）から、登録者の紹介の依頼があったときは、観光交流団体等に登録者を紹介することができる。

(観光交流団体等の要件)

第9条 観光交流団体等は、次に掲げる者であって、本市の観光交流団体及び国際交流事業の推進に資する活動を行うものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 非営利団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共性及び公益性があると認められる者

(紹介の依頼等)

第10条 観光交流団体等は、登録者を活用しようとするときは、活動日の一月前までに青森市観光交流サポーター紹介依頼書（様式第4号）により、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みが前条の規定による要件を満たしていると認めたときは、登録者の中から適任者を選考し、観光交流サポーター活動を行うことについて、当該者の承諾を得た後、観光交流団体等に対し登録者の氏名等を通知するものとする。

- 3 観光交流団体等は、当該団体が行った観光交流及び国際交流に関する活動が終了したときは、速やかに青森市観光交流サポーター活動報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 4 観光交流団体等は、登録者の活用に当たり知り得た登録者に関する情報を漏らしてはならない。

（事故補償等）

- 第11条 観光交流サポーターは活動中の事故に備え、ボランティア活動保険に加入するものとし、その加入費用の負担及び加入手続は市が行うものとする。
- 2 観光交流団体等は、紹介された登録者が安全かつ安心して活動できる環境を整備しなければならない。

（実費負担）

- 第12条 市長は、観光交流サポーターに対し、謝金等の報償費及び交通費を支給しないものとする。ただし、市長が特別に認める場合は、支給するものとする。
- 2 観光交流団体等の依頼による登録者の活動に伴う交通費及び材料費等については、紹介依頼者が負担することを妨げない。

（公益に伴う義務）

- 第13条 登録者は、観光交流サポーター活動に際し、次に掲げる責務を負うものとする。
- (1) 安全及び衛生の確保に配慮すること。
  - (2) 公共の利益に反し又は反するおそれのある行為を行わないこと。
  - (3) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為を行わないこと。
  - (4) 営利活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
  - (5) 観光交流サポーター活動において知り得た情報を、他に漏らさないこと。

（免責）

- 第14条 市長は、観光交流サポーターが、その活動中に被った損害（市が加入する「市民総合賠償補償保険」の対象となるものを除く。）及び観光交流サポーターによる故意又は悪質な行為により生じた損害について、その責を負わないものとする。
- 2 市長は、観光交流団体等の依頼による登録者の活動（活動の不履行を含む。）により観光交流団体等が被った損害については、その責を負わないものとする。

（その他）

- 第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

（実施期日）

この要領は、令和3年4月1日から実施する。